

生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）

令和 5 年 6 月 日

栃木県栃木市地域公共交通会議

生活交通確保維持改善計画の名称

栃木県栃木市地域内フィーダー系統確保維持計画

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

栃木県栃木市においては、東西に延びる J R 両毛線と、南北に延びる東武鉄道日光線・宇都宮線の 2 つの鉄道を軸に、路線バス、コミュニティバス、デマンド交通（フィーダー系統）、タクシー、自家用有償運送（福祉）により構成される公共交通機関網が広がっている。

路線バスについては、栃木駅から国学院栃木高校への路線として国学院線がある。

コミュニティバスについては、沿線住民の足として、また、定時性が求められる通勤・通学・観光の足としてふれあいバスがある。利用者等からの要望により必要に応じて運行ルート等の見直しを行っているが、中山間部においては、傾斜を有する道路も多く、道路幅や勾配などの影響でバスの運行が難しい地域が多い。また、平野部においては、鉄道網から離れている地域が多く、バスが運行可能となる道路が無数にあり、利用状況は低調となっている。

デマンド交通については、ドアツードアのフルデマンド方式を採用して利便性の向上を図っているため、コロナ禍により利用者は低迷したものの、相対的には伸びている。そのため、時間帯によっては利用者の需要に供給が追いつかず、一部の予約を断る事例が出ていることから、今後は利用者増による収支率の向上を図ることが難しい。

タクシーについては、市内 9 社あるが、いずれも中小企業のため、経営基盤が脆弱であり、コロナ禍の影響で令和 2 年に 2 社廃業し、公共交通網の衰退に影響しかねない事態に陥っている。

市民の通勤・通学・通院・買い物等の日常生活の足を確保することはもちろん、免許証を自主返納する高齢者が増加傾向にあることから、移動困難者の移動手段を確保することの重要性が今後ますます高まっていくと思料される。

それに伴い、運転に不安を感じる方が免許証を自主返納しやすい環境を整備し、移動手段の選択肢を増やす為には、既存の交通手段の他に、コミュニティバスとデマンド交通が必要不可欠である。そのため地域公共交通確保維持事業により、これらの交通手段を存続させていくことが肝要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

上記目的・必要性の為、以下の値を目標とします。

指標	現状 (R4.9 現在)	目標		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
デマンド交通 収 支 率	12.0%	20.0%	20.0%	20.0%
デマンド交通 利 用 者 数	175.2人/日	255人/日	255人/日	255人/日

(栃木市地域公共交通網形成計画 P80、栃木市地域公共交通運行実施計画 P27 参照)

(2) 事業の効果	
移動困難者の目線に立った、利便性が高く、安全で安心な日常生活の足の確保、及び、誰もが社会活動へ参加する機会（アクセス権）を提供することができる。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。	
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体	
SNS、コミュニティFMラジオ、広報掲載での情報発信、各自治会やシニアクラブ等への出前講座を積極的に実施するなど、利用の呼びかけを行う。(栃木県栃木市・事業者) (栃木市地域公共交通網形成計画 P70 施策 2①ターゲットに応じた媒体による広報の検討参照)	
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者	
別添の表 1 のとおり。	
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者	
栃木県栃木市からは、運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。	
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称	
千代田タクシー有限会社	有限会社都賀タクシー
栃木合同タクシー株式会社	株式会社新交通
栃南タクシー有限会社	岩舟タクシー株式会社
有限会社大平タクシー	安全タクシー有限会社
藤岡タクシー株式会社	以上 9 社
7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】	
該当なし	
8. 別表 1 の補助対象事業の基準ニただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】	
該当なし	
9. 別表 1 の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】	
該当なし	
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】	
該当なし	
11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】	
該当なし	
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】	
別添の表 5 のとおり。	

13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
20. 協議会の開催状況と主な議論
・平成22年12月、平成23年3月の栃木市地域公共交通活性化協議会において栃木市地域公共交通総合連携計画を承認済(平成23年3月の協議会は、書面による意見照会) ・平成26年8月の栃木市地域公共交通会議において、栃木市地域公共交通運行実施計画を承認済 ・平成30年10月の栃木市地域公共交通活性化協議会において、栃木市地域公共交通網形成計画を承認済。 ・令和5年6月の栃木市地域公共交通会議において、生活交通確保維持改善計画を承認済。

21. 利用者等の意見の反映状況

- ・連携計画並びに網形成計画については、住民及び利用者代表が委員として参画する栃木市地域公共交通会議並びに栃木市地域公共交通活性化協議会において承認
- ・連携計画については、平成22年7月～8月に地域住民及びバス利用者へのアンケート調査を、平成23年1月20日～2月18日にパブリックコメントを実施（意見17件）
- ・栃木市地域公共交通会議、及び運行事業者との意見交換会を年2～4回定期的に開催。また、大規模見直しの際は、市内各地域で住民説明会を実施
- ・地域住民の代表者が集まる地域会議や自治会長総会に公共交通担当者が出席
- ・バス車内に意見箱を設置するとともに、年1回程度行う運行状況調査の際に、利用者へのアンケート調査を実施
- ・公共交通利用の運行評価に関するアンケート調査を、平成25年9月にバス利用者及び市全域に実施
- ・生活交通確保維持改善計画については、住民及び利用者代表が委員として参画する栃木市地域公共交通会議において承認
- ・網形成計画については、平成29年10月～平成30年1月に地域住民・高校生・バス利用者・デマンド利用者へのアンケート調査、グループインタビュー調査を実施
- ・令和4年12月～令和5年1月に職員によるバス添乗調査を実施。乗客へのアンケート調査や聞き取り調査を行った
- ・令和5年3月4日に栃木市公共交通ワークショップを開催。市民や公共交通利用者より参加者を募集し、本市における持続可能な地域公共交通の形成を目指すことを目標とし、参加者がワークショップをしながら意見交換を行った

22. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	栃木県県土整備部交通政策課
関係市区町村	栃木市生活環境部交通防犯課
交通事業者・交通施設管理者等	関東自動車株式会社、栃木県県土整備部栃木土木事務所、栃木警察署等
地方運輸局	関東運輸局栃木運輸支局
その他協議会が必要と認める者	宇都宮大学教員、栃木県交通運輸産業労働組合協議会、栃木市観光協会等

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）	栃木県栃木市万町 9-25
（所 属）	栃木市生活環境部交通防犯課
（氏 名）	山田
（電 話）	0282-21-2153
（e-mail）	simin03@city.tochigi.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件 (別表7・ 9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
栃木県 栃木市	千代田タクシー 有限会社	(1) 北部エリア		北部エリア		往 km 復 km	243日	1,971回			区域運行	②(1)	【北部エリア】 栃木駅で JR両毛線・ 東武日光線と接続 新栃木駅で 東武日光線・ 東武宇都宮線と接続 野州平川駅で 東武宇都宮線と接続 野州大塚駅で 東武宇都宮線と接続 家中駅で 東武日光線と接続 合戦場駅で 東武日光線と接続 東武金崎駅で 東武日光線と接続 【南部エリア】 栃木駅で JR両毛線・ 東武日光線と接続 新栃木駅で 東武日光線・ 東武宇都宮線と接続 野州平川駅で 東武宇都宮線と接続 大平下駅で JR両毛線と接続 新大平下駅で 東武日光線と接続 岩舟駅で JR両毛線と接続 静和駅で 東武日光線と接続 藤岡駅で 東武日光線と接続	③
		(2) 南部エリア		南部エリア		往 km 復 km	243日	1,462回			区域運行	②(2)		③
	栃木合同タクシー 株式会社	(3) 北部エリア		北部エリア		往 km 復 km	243日	3,495回			区域運行	②(1)		③
		(4) 南部エリア		南部エリア		往 km 復 km	243日	3,117回			区域運行	②(2)		③
	栃南タクシー 有限会社	(5) 北部エリア		北部エリア		往 km 復 km	243日	1,660回			区域運行	②(1)		③
		(6) 南部エリア		南部エリア		往 km 復 km	15日	15回			区域運行	②(2)		③
	有限会社 大平タクシー	(7) 北部エリア		北部エリア		往 km 復 km	45日	45回			区域運行	②(1)		③
		(8) 南部エリア		南部エリア		往 km 復 km	243日	1,670回			区域運行	②(2)		③
	藤岡タクシー 株式会社	(9) 北部エリア		北部エリア		往 km 復 km	7日	7回			区域運行	②(1)		③
		(10) 南部エリア		南部エリア		往 km 復 km	243日	1,571回			区域運行	②(2)		③
	有限会社 都賀タクシー	(11) 北部エリア		北部エリア		往 km 復 km	243日	3,342回			区域運行	②(1)		③
		(12) 南部エリア		南部エリア		往 km 復 km	11日	11回			区域運行	②(2)		③
	株式会社新交通	(13) 北部エリア		北部エリア		往 km 復 km	243日	1,579回			区域運行	②(1)		③
		(14) 南部エリア		南部エリア		往 km 復 km	1日	1回			区域運行	②(2)		③
	岩舟タクシー 株式会社	(15) 北部エリア		北部エリア		往 km 復 km	7日	7回			区域運行	②(1)		③
		(16) 南部エリア		南部エリア		往 km 復 km	243日	1,585回			区域運行	②(2)		③
	安全タクシー 有限会社	(17) 北部エリア		北部エリア		往 km 復 km	50日	50回			区域運行	②(1)		③
		(18) 南部エリア		南部エリア		往 km 復 km	243日	1,603回			区域運行	②(2)		③

(注)

- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
- 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
- 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
- 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載
- 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
- 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	栃木市
-------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	95,138
交通不便地域等	5,467

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法
1,015	西方町(真名子地区)	山村振興法
4,452	大平町・藤岡町・岩舟町 (大平地域・藤岡地域・岩舟地域)	局長指定

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定
年月日及び
特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
栃木市地域 公共交通網形成計画	平成30年10月30日	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)①))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。
(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)